

北郷東町内会会則(その1)

(名称)
第1条 この会は、北郷東町内会(以下「本会」という。)と称する。
(事務所)
第2条 本会の事務所は、札幌市白石区北郷3条6丁目8番27号北郷東会館に置く。
(区域)
第3条 本会の区域は、札幌市白石区北郷1条から5条の4丁目から10丁目までの範囲、ただし、北郷1条4丁目のうち住居番号6番の15号から27号まで、北郷2条4丁目のうち住居番号6番の18号から34号まで、北郷3条4丁目のうち住居番号9番の15号から20号まで、19番の14号から18号まで、11番16号、北郷4条4丁目のうち住居番号11番の15号から21号まで、12番、13番、14番の20号から27号まで、14番31号、14番43号、北郷5条4丁目のうち住居番号12番の18号から28号までの範囲とする。

○住民にとって客観的に明らかなものとして定められる必要がある

(目的)
第4条 本会は、会員相互及び会内外の諸団体との協力、協調のもとに会員の教養をたかめるとともに、地域福祉の増進を語り、地域生活環境の向上や防災などに努め、地域住民のためのまちづくりに寄与することを目的とする。

(組織)
第5条 第3条に規定する区域に居住する者(以下「会員」という。)及び第3条に規定する区域に事業所を置く法人その他の団体は(以下「賛助会員」という。)すべて本会に加入することができる。

○区域に住所を有することのほかに、年齢、性別等の条件を会員の資格として定めることは認められません

2 前項に規定する者の加入は、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。
3 本会は、前項の会員、賛助会員によって組織する。
(事業)
第6条 本会は、第4条の目的を達成するために、次の通り部制により業務を分担し、各部相互に連帯を密にし各事業を行う。

- 1 総務部
(1) 本会の組織及び各部等との連絡調整に関する事。
(2) 本会の資産管理及び会計に関する事。
(3) その他他の部に属しない事項に関する事。
2 広報部
(1) 広報の発行に関する事。
(2) その他の事業に関する事。
3 厚生部
(1) 会員相互の健康増進を図るための事業に関する事。
(2) その他の事業に関する事。
4 環境部
(1) 清掃及び花壇等の美化に関する事。
(2) ゴミステーションの維持管理に関する事。
(3) 公園の管理に関する事。
(4) その他の事業に関する事。
5 交通部
(1) 交通安全に関する事。
(2) 除排雪に関する事。
(3) その他の事業に関する事。
6 防犯部
(1) 防犯及び防火思想の普及とその対策に関する事。
(2) 街路灯の維持管理に関する事。
(3) その他の事業に関する事。
7 青少年部
(1) 青少年の指導育成に関する事。
(2) その他の事業に関する事。
8 女性部
(1) 女性の教養の向上と保健予防に関する事。
(2) 敬老行事に関する事。
(3) その他の事業に関する事。



○各事業を実施するため8つの部を設けているが、一部見直しの意見も出てきている。

(自主防災組織)
第6条の2 災害に備え、北郷東町内会自主防災組織(以下「自主防災組織」という。)を設置する。

○2021年度の自主防災組織図は163号に掲載しています。

(北郷東会館運営委員会)
第6条の3 北郷東会館を運営するため、北郷東会館運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

(つづく)

シリーズ 町内会を知ろう ②

2回目は、前号の「北郷東町内会のあゆみ」に書かれていた『認可地縁団体』と『町内会会則』について説明します。なお、会則は全部で26条まであるため、数回に分けて掲載します(町内会ホームページもご覧ください)。

認可地縁団体とは?

「認可地縁団体」とは、地方自治法第260条の2の規定に基づき、市町村長から法人格を付与された地縁による団体を意味します。

地縁による団体とは?

「地縁による団体」とは、いわゆる、自治会・町内会等にあたる団体です。

地方自治法においては、「町または字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義されています。

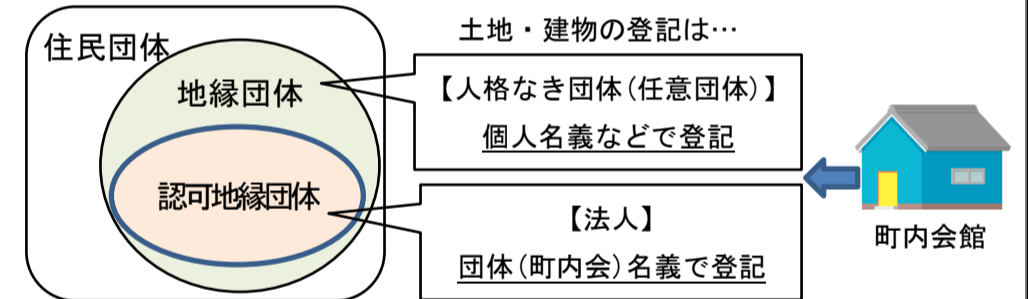
これに対し、青年団や婦人会、スポーツ少年団、伝統芸能保存会など、構成員となるために、性別や年齢が条件化されている団体や、目的等が限定的に特定されている団体は、「地縁による団体」にはあたりません。

認可を受けるメリットは?

「認可を受ける」ことで、権利能力を有し、法人格を得ることとなります。

それにより、他の法人と同様に、団体名義での資産の登記・登録ができるようになります。

例えば、これまで団体が保有しながら個人名義となっていた土地や家屋を団体名義で登記できるようになります。



法人格を得るには?

地縁による団体が「法人格を得る」ためには、その団体の区域を包括する市町村の長認可が必要です。

なお、認可にあたっては、いくつかの要件があります。主な要件を抜粋してご紹介します。

- ・地域的な共同活動を行っていること(住民相互の連絡、環境整備、集会施設の維持など)。
・その区域が、客観的に定められていること(字の区域など)。
・その区域に住所を有するすべての個人が構成員となれること。
・その区域の相当数の者が現に構成員となっていること。
・規約を定めていること。

ながみね 歯科医院

安心できる 通いやすい歯科医院

院長 長嶺 憲作

白石区北郷4条8丁目5-15

豊平川中継ポンプ場向い

セイコーマート斜め向い

☎ 011-799-0368

癒しの健康サロン

初回60分1000円

肩凝り・腰痛・冷えなど、身体の不調に20年以上の経験で皆様の健康をサポートします。

北郷2-7 郵便局向い 予約受付9時~8時

電話 090-4876-6176

介護タクシー「あゆみ」

安全・安心・丁寧に快適なお出かけを介護の資格を持ったプロのドライバーが真心をもってサポートします。

電話: 080-2873-7173

営業時間: 8:00-18:00

予約時間: 6:00-20:00